



平成 24 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 矢 野 邦 彦
コード番号 5 3 9 3 (東証 第一部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 富田 雅行
管理本部長
電 話 番 号 (03) 3 4 3 3 - 7 2 5 1
(URL) (<http://www.nichias.co.jp>)

2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 17 日開催の取締役会において、2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、ステークホルダーのみなさまから信頼をいただくことで「多岐にわたる製品群」「ニチアス・トンボというブランド」「客先・仕入先・営業拠点の幅広いネットワーク」という財産を保持しております。引き続き、それらを成長させていくことで「ニチアスのビジネスモデルの強み」をさらに強化し、「長期にわたる会社の安定と収益の確保」を図ってまいります。また、当社グループ従業員が誇りをもって働ける会社にすることも重要課題と認識しております。そのために経営ビジョンとして「お客様から信頼され、誇りを持って働ける会社」を掲げ、その実現のため、①コンプライアンスの厳守、②顧客価値の向上と創出、③グローバルな事業運営の推進、④明日を担う人材の育成と登用、⑤リスクマネジメントの強化を推進しております。

このような経営基本方針のもと、平成 25 年 3 月期については、重要経営課題として、①復興需要への対応、②BCP（事業継続計画）対応、③自動車メーカー増産対応、④日本企業の海外移転への対応、⑤将来へ向けての設備投資に重点的に取り組む所存です。

当社グループは、上記の取り組みを実施するとともに、より一層の企業体質の強化を目指すための財務戦略として、財務基盤の安定化を推進しております。本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行するため調達コストの低減を図り、金融収支を改善するとともに、当初、時価を上回る転換価額を設定することで発行後の希薄化を一定程度抑制することが可能となります。また、新株予約権が行使された場合には自己資本の拡充が図られ、さらに、130%コールオプションを付与することで、株価上昇時に行使を促進することも可能となっております。以上から、今回の本新株予約権付社債の発行は、当社グループのより一層の財務基盤の安定化に寄与し、中長期的な成長の実現に資するものであり、当社グループにとって最適な資金調達方法であると考えております。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、8,610 百万円を平成 26 年 1 月末までに支出を予定している新基幹系業務システム（受注・発注・販売及び会計システム等）の構築並びに市場環境変化（国内での住宅用断熱材需要の増加、自動車生産のグローバル化に伴う需要の増加等）及びBCP対応のための設備投資資金に、残額を平成 24 年 9 月末までに返済期限を迎える借入金の返済資金に、それぞれ充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 社 債 の 名 称 | ニチアス株式会社 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。） |
| 2. 本 社 債 の 払 込 金 額 | 本社債の額面金額の 100% |
| 3. 本新株予約権と引換えに
払 い 込 む 金 銭 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 |
| 4. 本新株予約権の割当日及び
本社債の払込期日（発行日） | 2012 年 8 月 2 日 |
| 5. 募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Capital Markets Europe」又は「幹事引受会社」という。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは下記(3)②により転換価額が決定された日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われる。なお、幹事引受会社には、2012 年 7 月 19 日正午（ジュネーブ時間）までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額 10 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利が付与される。 |
| (2) 本新株予約権付社債の
募集価格（発行価格） | 本社債の額面金額の 102.5% |
| 6. 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) 本新株予約権の目的
である株式の種類
及 び 数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (2) 本新株予約権の総数 | 本新株予約権の総数は 1,800 個及び上記 5. (1)記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計額とする。
各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とする。 |
| (3) 本新株予約権の行使に
際して出資される財産
の内容及びその価額 | ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
② 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又は代理人が当社取締役会の授権に基づき投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、2012 年 7 月 17 日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。
③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有す |

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

る当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。
 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社が保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ④ 2013年7月19日（日本時間）（以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2013年8月2日（日本時間）（以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
 2012年8月16日から2017年7月19日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。

但し、(i)下記7.(4)②乃至⑧記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ii)下記7.(4)⑨記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のために Daiwa Capital Markets Europe に引き渡された時まで、また(iii)下記7.(4)⑩記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2017年7月19日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

さらに、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用による

ご注意：この文書は、当社が2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

かを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における 4 営業日（当該 4 営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。）第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所
- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

- (イ) 組織再編等(下記 7. (4)④に定義する。)が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる承継会社等の新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用（租税を含む。）を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が Daiwa Capital Markets Europe に対して下記 7. (4)④(d)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記 6. (3)③及び④と同様の調整及び修正に服する。

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記(i)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合により効力発生日から 14 日以内の日）から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 本 社 債 に 関 す る 事 項

- (1) 本 社 債 の 総 額 90 億円及び上記 5. (1)記載の幹事引受会社が付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額との合計額。
- (2) 各本社債の額面金額 5,000,000 円
- (3) 本 社 債 の 利 率 本社債には利息を付さない。
- (4) 償還の方法及び期限
- ① 満期償還
2017 年 8 月 2 日に本社債の額面金額の 100%で償還する。
- ② 130%コールオプション条項による繰上償還
当社は、終値が、30 連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に有効な上記 6. (3)記載の転換価額の 130%以上であった場合、当該 30 連続取引日の末日から 30 日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して、償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行った上で、2015 年 8 月 2 日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。
但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。
「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
- ③ 税制変更による繰上償還
当社は、日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払いに関し下記(7)①により追加金支払義務が発生したこと又は発生することを Daiwa Capital Markets Europe に了解させた場合には、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2012 年 8 月 3 日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。
但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本③に従った繰上償還の通知を行うことはできない。
- ④ 組織再編等による繰上償還
組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ(a)当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。）、上記 6. (8) (i)記載の措置を講ずることができない場合、(b)法律上は上記 6. (8) (i)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(c)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認日又は当該組織再編等の効力発生日の 25 日前のいずれか遅い

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

日において、当社の最善の努力にかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は、(d) 上記株主総会若しくは取締役会における承認日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予測していない（理由の如何を問わない。）旨の証明書を当社が Daiwa Capital Markets Europe に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。上記償還に適用される償還金額は、上記 6. (3) ②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100% とし、最高額は本社債の額面金額の 140% とする（但し、償還日が 2017 年 7 月 20 日以降 2017 年 8 月 1 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100% とする。）。「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (i) 合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
- (ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）
- (iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）
- (iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）
- (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り引き受けられることとなるもの

⑤ 上場廃止等による繰上償還

- (i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が金融商品取引法に従って当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があるこ

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

とを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 140%とする。）（但し、償還日が 2017 年 7 月 20 日以降 2017 年 8 月 1 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記④又は下記⑥のいずれか及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥ スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 140%とする。）（但し、償還日が 2017 年 7 月 20 日以降 2017 年 8 月 1 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦ クリーンアップ条項による繰上償還

当社は、下記通知の日において残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の 10%を下回った場合、本新株

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2012 年 8 月 3 日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100% で繰上償還することができる。但し、当社が上記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本⑦に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

⑧ 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2015 年 7 月 31 日に、その保有する本社債を本社債の額面金額の 100% で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。当該請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2015 年 6 月 30 日以降 2015 年 7 月 14 日までの期間に、その所持する当該本新株予約権付社債券（下記(5)に定義する。）を償還請求書とともに Daiwa Capital Markets Europe に預託することを要する。

但し、当社が上記③乃至⑦に基づく繰上償還の通知を行った場合、上記償還請求と当該通知の前後関係にかかわらず、2015 年 7 月 31 日前に当該通知が行われている限り、本⑧に優先して上記③乃至⑦に基づく繰上償還の規定が適用される。

⑨ 買入消却

当社及びその子会社は、スイス中央銀行の規制に従い、Daiwa Capital Markets Europe を介して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又はその子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために Daiwa Capital Markets Europe に引き渡すことができ、Daiwa Capital Markets Europe は、引き渡された本新株予約権付社債を直ちに消却するものとする。

⑩ 債務不履行等による期限の利益の喪失

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Daiwa Capital Markets Europe が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから 15 日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置を取らない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債の額面金額の 100% で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額 5,000,000 円の各本社債と各本新株予約権 1 個を表章する無記名式のもの（以下「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

(6) 本社債の担保又は保証

本社債には担保又は保証を付さない。

(7) 特約

① 追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の日本の課税権者により課される現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要となった場合には、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように必要な追加金を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義する。）又は外債に関する保証、補償その他類似の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社の現在又は将来の資産又は収入にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定しないものとする。

但し、(a)当該担保を本新株予約権付社債にも同時に同順位で付す場合又は(b)Daiwa Capital Markets Europe が十分と判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、ボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し 1 年超の満期を有するものとする。）のうち、(i)日本円以外の通貨建てのもの、又は(ii)円貨建てでその額面総額の 50%超が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。

(8) 本 社 債 の 償 還 金 Daiwa Capital Markets Europe
支 払 場 所

8. 上 場 該当事項なし。
9. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社の代表取締役社長及び代理人が決定する他、本新株予約権付社債に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書に定めるところによる。

以 上

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、8,610 百万円を平成 26 年 1 月末までに支出を予定している新基幹系業務システム（受注・発注・販売及び会計システム等）の構築並びに市場環境変化（国内での住宅用断熱材需要の増加、自動車生産のグローバル化に伴う需要の増加等）及び B C P 対応のための設備投資資金に、残額を平成 24 年 9 月末までに返済期限を迎える借入金の返済資金に、それぞれ充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社グループの業績に与える影響は軽微であります。また、本新株予約権の行使が行われる場合には当社グループの財務体質が強化されるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、収益力を高めるために経営基盤の強化を図りながら、配当可能利益の拡大と株主価値の増大を通じて株主に対する長期的かつ適正な利益還元をはかる一方で、再投資のための内部留保を充実することを利益配分の基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当につきましては、前記「(1) 利益配分に関する基本方針」に基づき、当該期の利益水準や財務状況および今後の業績見通しに重点を置き、さらに将来の事業展開に向けた設備投資や研究開発に必要な投資資金などを総合的に勘案して実施することとしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開に向けた設備投資や研究開発費、収益力を高めるための経営基盤の強化に必要な投資に有効活用していく所存です。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	70.10 円	60.84 円	58.14 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	6.00 円 (0.00 円)	10.00 円 (3.00 円)	12.00 円 (6.00 円)
実績連結配当性向	8.6%	16.4%	20.6%
自己資本連結当期純利益率	21.6%	15.6%	13.4%
連結純資産配当率	1.8%	2.6%	2.8%

(注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	203 円	418 円	519 円	462 円
高 値	420 円	537 円	525 円	464 円
安 値	202 円	324 円	392 円	354 円
終 値	418 円	520 円	458 円	442 円
株価収益率（連結）	6.0 倍	8.5 倍	7.9 倍	—

(注)1. 平成25年3月期の株価については平成24年7月13日現在で表示しております。

2. 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成25年3月期については未確定のため表示しておりません。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社及び当社子会社の取締役及び従業員向けのストックオプションの付与、単元未満株主の買増請求による普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、原材料価格、為替動向その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。